

第36次宮城県社会教育委員 兼第11次宮城県生涯学習審議会委員 公募要領

1 趣 旨

社会教育法，社会教育委員条例等により設置された「宮城県社会教育委員の会議」は，社会教育に関する諸計画を立案するとともに，宮城県教育委員会教育長からの社会教育に関する各種施策の諮問に応じ，宮城県における社会教育の積極的な推進について意見を述べる機関です。

この宮城県社会教育委員の公募制度は，同会議の審議に，県民の意見を反映させ，同会議に参画することを目的として実施するものです。

なお，宮城県社会教育委員は宮城県生涯学習審議会委員を兼務します。

2 任期・募集人数

任期は，令和2年5月1日から令和4年4月30日までの2年間です。

宮城県社会教育委員15名のうち1名を募集します。

3 募集期間

令和2年2月7日（金）から令和2年3月6日（金）まで。

4 応募資格

次のいずれにも該当する方。ただし，国，地方公共団体の職員を除きます。

- (1) 宮城県内に居住又は通勤・通学している方
- (2) 年齢満20歳以上（令和2年4月1日現在）の方
- (3) 社会教育について関心のある方
- (4) 年4回程度開催する会議（社会教育委員の会議兼生涯学習審議会）に出席できる方

5 応募方法

各市町村教育委員会又は教育庁生涯学習課に備付けの応募用紙（生涯学習課のホームページからもダウンロードできます。）に必要事項を記入し，「人口減少時代における社会教育の推進」について私の思うこと」のテーマで作成した1，200字程度（原稿用紙20字×20行を基本とし，パソコン可）の小論文を添付して，次の点に御注意の上，令和2年3月6日（金）（必着）までに，教育庁生涯学習課に直接持参又は郵送により提出願います。

- (1) 直接持参の場合は，開庁日の午前9時から午後5時までにお持ちください。
- (2) 郵送の場合は，令和2年3月6日（金）午後5時まで必着でお願いします。ファクシミリや電子メールによる提出は，受付できません。
- (3) 応募書類については返却できませんので，あらかじめ御了承願います。

（裏面につづく）

(つづき)

6 選考方法

提出書類による審査を通過された方について、令和2年3月中旬に面接を実施します。

7 選考結果

1次選考結果は、令和2年3月中旬、2次選考(面接)結果は3月下旬までに通知します。

8 報酬等

委員には、宮城県条例の規定により報酬及び交通費相当額が支給されます。

9 お問い合わせ先及び応募書類の提出先

宮城県教育庁生涯学習課社会教育支援班

〒980-8423 仙台市青葉区本町3-8-1 TEL 022-211-3653 Fax 022-211-3697

Eメール syogaks@pref.miyagi.lg.jp

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syougaku/>